

 能勢電鉄
2019 索道安全報告書



目次

目次	1
ごあいさつ	2
1. 安全の基本的な方針と安全目標	3
1-1 安全の基本的な方針	3
1-2 2019年度安全目標	4
1-3 2019年度安全方針	4
2. 安全管理体制	5
2-1 索道線の安全管理体制	5
2-2 安全管理推進委員会	6
2-3 2018年度の安全管理に係る主な活動	6
3. 安全重点施策の内容	7
3-1 「安全最優先」意識の定着と実践	7
3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの実践	8
3-3 安全性向上施策の実践	9
3-4 人材育成及び技術継承の推進	14
3-5 コンプライアンス意識の向上	14
3-6 お客様が安心して利用できる環境整備	14
4. 事故等の発生状況	15
4-1 索道運転事故	15
4-2 インシデント（事故の兆候）	15
4-3 行政指導等	15
5. お客様へお願い	16
6. 安全報告書等に対するご意見について	17

能勢電鉄株式会社
取締役社長 城南 雅一



平素は当社索道事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年は6月の大阪府北部地震や7月の西日本豪雨、9月の大型台風直撃など自然の猛威に直面しながらも安全輸送の確保と災害復旧に全力で取り組んでまいりました。今後もこれらの経験を活かし、全てのお客様に安全の先にある「安心」と「喜び」をお届けすることができるよう、ハード面・ソフト面において様々な取り組みを行ってまいります。

さて、2018年度の安全施策につきましては、各関連機器の定期的な保守管理を徹底するとともに、昨年7月の西日本豪雨による索道線土砂崩れへの復旧と再発防止に全力で取り組んでまいりました。また、索条（ロープ）の交換やリフト道床の整備、またその周辺における危険樹木の伐採を行いました。

教育・訓練関係では、「気がかり事象アンケート」を実施し、その結果を基に運転保安のソフト面およびハード面の対策を講じ、その内容は現場係員にフィードバックいたしました。また、引き続きヒヤリ・ハット体験が報告しやすい職場環境づくりに努め、関係者が体験したヒヤリ・ハット報告および、自社・他社の事故事例を基に、集団教育時において対策などのディスカッションを行い、係員の安全に対する感度の向上を図りました。さらには、重大事故を想定した総合訓練を実施することにより、事故・トラブル発生時における、対応能力向上に努めました。

我々、索道事業者として一番大切なことは「安全・安心」であり、これこそが能勢電鉄の信用の源泉です。今後も『究極の安全を追求し、お客様へ「安全・安心」を提供する』を使命として着実に推進してまいります。

引き続き能勢電鉄をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この安全報告書は鉄道事業法第19条の4並びに当社の安全管理規程に基づき、2018年度の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の状況についてまとめたものです。

1. 安全の基本的な方針と安全目標

■1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底しています。

輸送の安全の確保に係る行動規範

安全輸送の確保

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

法令・規程の遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行しなければならない。

安全輸送に関する状況の熟知

常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

確認励行・安全最優先

作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

人命尊重

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

正確迅速な情報伝達

作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

継続的な改善・変革

常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

■1-2 2019年度 安全目標

『運転無事故の追求』

当社におきましては、1960（昭和35）年の開業以来59年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続し責任事故が皆無であり、運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続9期運転無事故表彰」を受賞しています。

2019年度も引き続き、社長以下全役職員が益々の安全性の向上に邁進してまいります。

■1-3 2019年度 安全方針

『究極の安全を追求し、 お客様へ「安全・安心」を提供する』

◎安全重点施策

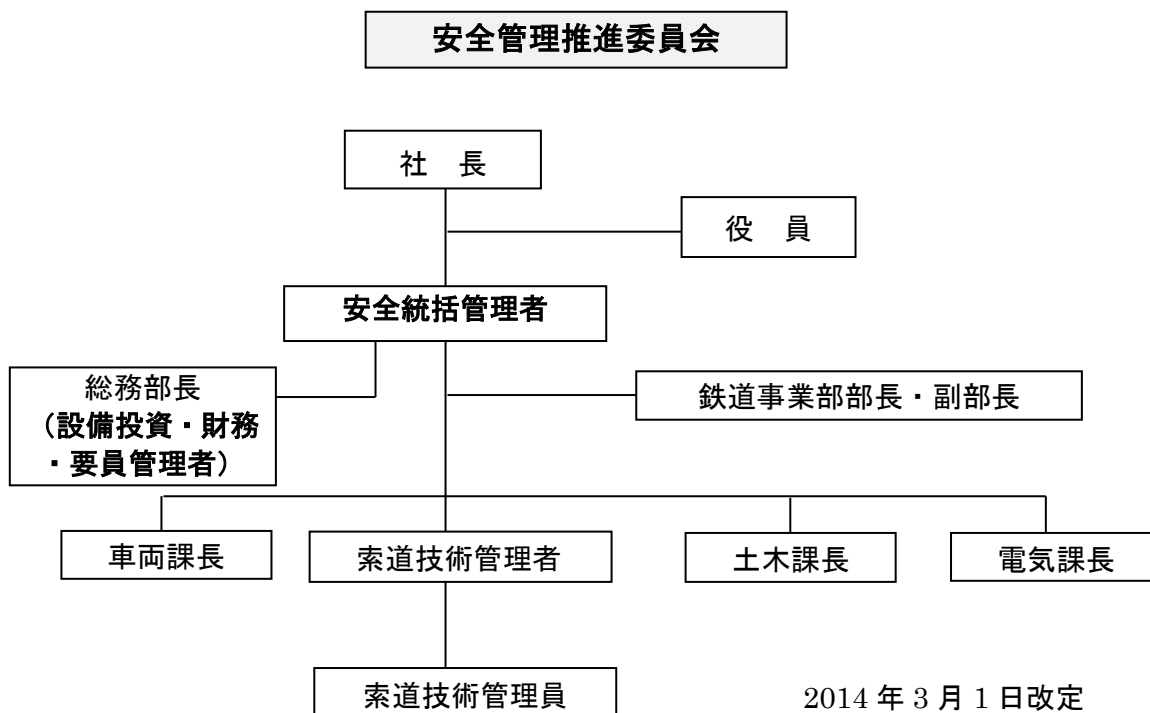
- ① 「安全最優先」意識の定着と実践
- ② 迅速な情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの
実践
- ③ 安全性向上施策の実践
- ④ 人材育成及び技術継承の推進
- ⑤ コンプライアンス意識の向上
- ⑥ お客様が安心して利用できる環境整備

2. 安全管理体制

2006年10月1日付けで「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする「安全管理推進委員会」を発足させました。

■2-1 索道線の安全管理体制

(1) 安全管理体制概要図



(2) 各管理者等の役割

役職名	役割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
設備投資・財務 ・要員管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

■2-2 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員、安全管理に係る各管理者及び輸送の安全に係る管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。



■2-3 2018年度の安全管理に係る主な活動

実施月		活動内容
毎月（1回）		安全管理推進委員会の開催
毎月（1回程度）		安全統括管理者の現場巡視
毎月（1回程度）		鋼索・索道技術会議の開催（鋼索・索道線における安全確保、知識・技能の向上、技術継承等を目的とする）
2018年	4月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	7月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	7～8月	2017年度鉄道安全監査に伴うフォローアップ監査
	9月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	9月	2018年安全報告書の公表
	11～12月	2018年度現業部門に対する鉄道安全監査
	12月	社長の現場巡視（年末年始輸送安全総点検）
2019年	3月	2018年度経営管理部門に対する内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	3月	索道線重大事故対応総合訓練
	3月	2019年度安全計画策定

3. 安全重点施策の内容

■3-1 「安全最優先」意識の定着と実践

安全管理規程の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに2019年度安全方針である『究極の安全を追求し、お客様へ「安全・安心」を提供する』を全社員が認識して実行できるよう、P（計画）－D（実行）－C（検証）－A（改善）サイクルによる教育指導を行うと共に、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を発揮して、事故が起こる前に問題解決に当たることができる職場構築に努めています。

(1) 社長、索道線安全統括管理者による現場巡視の実施

社長および索道線安全統括管理者による現場巡視を定期的を実施し、安全に関する取り組み状況を把握すると共に、さらなる安全最優先意識の浸透を図っています。



(2) 安全基本方針の周知徹底

安全行動規範カードを作成し、社長以下関係役職員に配布して携帯させると共に、安全行動規範を各職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部・総務部内の会議、研修、ミーティングなどにおいて安全行動規範を唱和すると共に、安全基本方針の趣旨などについて教育を行い、安全意識の高揚を図っています。

輸送の安全の確保に係る 行動規範

【安全輸送の確保】
協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に被害を及ぼさないよう注意を怠らなければならない。

【法令・規程の遵守】
輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

【安全輸送に関する状況の熟知】
常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

【確認・報告】
作業にあたり、必要な確認を随時、慎重に行い、必要に応じて報告を行う。またその取扱いに際し、安全確保に努めなければならない。

【人命尊重】
事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救済に努めなければならない。

【正確迅速な情報伝達】
作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

【継続的な改善・変更】
常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

社長

【安全管理規程の目的】
輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及び輸送の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

【索道線 安全管理体制】

社長
役員
安全統括管理者
総務部長 (総務・財務・労務管理) 索道線安全統括部長、副部長
車両課長 索道技術管理者 土木課長
索道技術管理員 電気課長
2014年3月1日改定

(3) 関係法令等の遵守の徹底

全従業員にコンプライアンスの意識を浸透させるため、定期的に研修を実施しています。また、安全管理体制や安全管理規程の趣旨、並びに輸送の安全性向上に係るPDCAサイクルについての理解を深めるため、管理監督者、乗務員などの現場実務者に対する教育計画を策定し、継続的に教育を行っています（安全マネジメント研修会、内部監査に関する研修会、社内外における講習会・研修会などの実施）。

■3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの実践

(1) 迅速な情報伝達と共有化の徹底

トラブルなどが発生した際の速報を徹底するとともに、具体的な事例を通して速報の重要性について繰り返し教育しています。また、判断の遅延を防ぎ、初期対応の的確な意思決定が可能となるよう部門間での情報の共有化にも努めています。

(2) 社長、索道線安全統括管理者と現場部門との意見交換会の継続開催

安全に関する取り組みなどについて、社長および索道線安全統括管理者と現場係員との意見交換会を継続して実施し、双方向コミュニケーションの浸透に努めています。また、意見交換会で明らかになった課題などについては、関係部署が必要な措置の検討・改善を行い、安全性向上を図っています。

(3) 「事故の芽」情報の収集と分析及びその対策の実践

ヒヤリ・ハット体験を報告することの重要性を伝え、積極的に報告するよう促しています。また、「事故の芽」および「気がかり事象」を抽出するため各管理者による現場巡視を定期的実施しています。

さらには「気がかり事象アンケート」を行い、その結果を基に必要に応じて運転保安のソフト面およびハード面の対策を行い、その内容を現場係員にフィードバックしています。

「事故の芽」の定義

事故やインシデントに至らない軽微な事象を事故の芽と定義している。その中で特に係員が「ヒヤッと」「ハッと」感じたり体験した事象をヒヤリ・ハットとしている。

「気がかり事象」の定義

現在は発生していないが、放置すれば今後、事故や災害を引き起こすかもしれない隘路、リスクなどの事象をいう。

(4) 安全管理推進委員会および鉄道事業部・部門別会議での報告、検討の継続実施

事故や輸送障害、災害、事故の芽となる事例は、部門毎に開催される事故防止対策会議などで取り上げ、再発防止対策を検討・立案するとともに、安全管理推進委員会において報告します。

■3-3 安全性向上施策の実践

【ソフト施策】

(1) 安全意識の高揚

集団教育でヒヤリ・ハット体験や事故事例を題材にディスカッションを活発に行うとともに、業務に関わる危険要因について分析させることにより、安全意識の高揚を図っています。また、輸送の安全は「人」が支えていることから、現場係員一人ひとりが輸送の責任感、使命感を持つことの重要性を繰り返し伝えていきます。



(2) 索道係員の適切な資質管理

- ① 索道線の運転に直接関係する係員に対しては、定期的にクレペリン検査を行い、資質の維持・管理に努めています。
- ② 定期的に講習会や懇談指導を実施する中で、覚せい剤などの薬物使用や飲酒によって生じる弊害についての教育指導を行っています。

(3) 異常発生時の対応と教育の強化

・異常事態発生に備えた教育・訓練

年間教育訓練計画に基づき次世代の核となる人材の育成を図るとともに、必要な技能・技術の継承に取り組んでいます。また、併せて不測の事態・事故など異常事態発生に備えた教育・訓練を実施し、係員の対応能力向上を図っています。

2018年度は通常の訓練以外に、重大事故を想定した索道線重大事故対応総合訓練を行いました。2019年度も検証・改善を踏まえ、取り組んでまいります。



【ハード施策】

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。

2018年度は、各関連機器の定期的な保守管理を徹底すると共に、昨年7月の西日本豪雨による索道線土砂崩れに対する復旧と再発防止に全力で取り組んでまいりました。また、索条（ロープ）の交換、リフト道床周辺の危険樹木の伐採を合わせて行いました。2019年度も安全・快適にご乗車いただけるよう取り組んでまいります。

(1) 各施設・設備、その他

①法面崩落箇所の改修

昨年7月に発生した西日本豪雨による索道線沿線の土砂崩れに対し、法面防護工事を行い、索道線運行の更なる保安度向上を図りました。



②索条（ロープ）の交換

索条（ロープ）は定期的に交換（10年に1度）していますが、昨年7月の西日本豪雨により被害を受けたことから交換時期を早め、安全確保を図りました。



③転落事故防護柵設置

妙見山駅の転落事故防護板の横からの転落を防止するため、転落防護柵を設置しています。



④道床整備

お客様が安全快適にご利用いただけるよう、道床面の整備や危険樹木を伐採し、保安度の向上を図りました。



⑤野生動物侵入防止対策

近年増加傾向にある、野生動物侵入による植栽への被害を防止するため、金網ネットを設置しています。



⑥運転速度調整装置

リフトの乗車に不慣れなお客様や高齢のお客様が安心してご乗車・下車していただけるよう、リフトの運転速度を抑速（減速）調整できる装置を設置しています。



運転速度調整装置

⑦乗り越し検出装置

ふれあい広場駅および妙見山駅においてお客様が搬器（椅子）から降りることが出来なかった場合、自動的にリフトを停止させる「乗り越し検出装置」を設置しています。



搬器（椅子）から降り遅れたお客様の身体の一部分がバーに触れると、自動的に停止します。

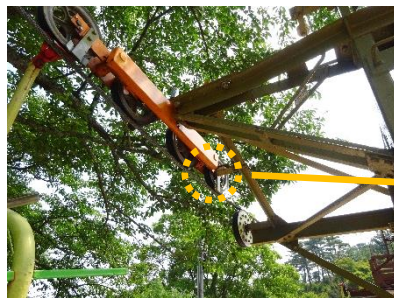
⑧非常停止ボタン

異常事態等発生時に、リフト各駅に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。(係員が操作します)



⑨脱索検出装置

万が一、索条（ロープ）が受索輪（滑車部分）から外れた場合、自動的にリフトの運転を停止させます。

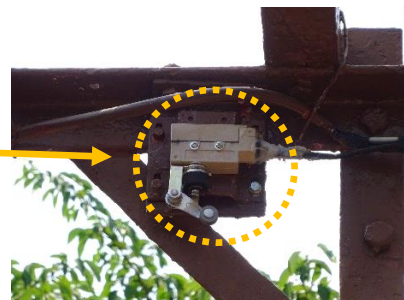


黄色破線部分の鉄線が索条（ロープ）外れを検知し、自動的にリフトの運転を停止させます。

⑩過伸検出装置・過張力検出装置

索条（ロープ）の伸びや張り具合を常にチェックし規定を越えた際、リフトの運転を停止させます。

過伸検出装置



過張力検出装置



(2) 災害・テロ等に対する備え

雨量計をケーブル山上駅に、また、風速計をふれあい広場駅付近に設置し、異常気象時には必要に応じてリフトの運転を停止させるなど、安全運行に努めるとともに監視カメラを5箇所を設置し、運行状況を監視しています。

また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制確保を図っています。

雨量計



雨量監視装置

風速計



風速監視装置



監視カメラ



搬器監視モニター

■3-4 人材育成及び技術継承の推進

リフトをご利用になるお客様の安全輸送を確保するため、年間計画に基づき教育訓練を実施することにより、対応能力向上を図るとともに、安全に対する感度を高めることに努めています。また、関係設備の保守管理業務、関係法令などに関する会議を技術部署が中心となり「鋼索・索道技術会議」として定期的を開催し、人材育成・技術継承の推進に努めています。

■3-5 コンプライアンス意識の向上

当社では、社会的責任を自覚した従業員一人ひとりの責任ある行動が、お客様から安心と信頼を得るための原点であることから、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

また、職場での意見の交換や注意し合える風通しの良い環境づくりを推進し、社内のコミュニケーションを円滑にすることにより、規程やマニュアル違反並びに不安全行為や不祥事に対し、自浄作用の働く職場風土の構築を目指しています。

■3-6 お客様が安心して利用できる環境整備

全従業員が一丸となり、様々な角度からお客様を迎え入れる環境を整備することにより、お客様に安心を実感していただけるよう努めています。

(1) 基本動作の見える化

現場の最前線で働く従業員が、職場で定められた基本動作を陰日向なく愚直に実行することにより安全を確保し、また、その姿勢をご覧いただくことにより、お客様に安心を提供できるよう努めています。



(2) 的確な情報の提供

ホームページによる情報提供や、案内放送、掲示ポスターなどにより安心してご乗車いただけるよう、お客様のニーズにあった情報提供に努めています。



災害や事故等によりリフトの運行に影響が生じるような場合は、当社ホームページにより、その状況をご案内しています。

4. 事故等の発生状況

■4-1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2016 年度	0 件
2017 年度	0 件
2018 年度	0 件

■4-2 インシデント（事故の兆候）

2018 年度、国土交通省へ報告対象となるインシデントはありません。

■4-3 行政指導等

2018 年度、国土交通省からの行政指導等はありません。

5. お客様へお願い

(1) リフトご乗車時のお願い

最近、リフトをご利用の際、お酒の飲み過ぎや係員の案内を待たずに乗車したため、転倒や転落するトラブルが発生しています。必ず下記注意事項をお守りいただき、安全にご利用いただきますようお願いいたします。

- ・ご乗車時、必ず係員が案内するまでお待ちください。また、係員の指示に従い、順序良く所定の位置から乗車してください。
- ・泥酔された方等のご乗車は、お断りすることがあります。



(2) その他、次の事項をお守り下さい。

- ①リフトは1人乗りです。【幼児（6才未満）は保護者と同乗してください】
- ②リフトの手すりをしっかりつかんでください。
- ③途中、リフトから飛び降りないでください。
- ④足を振るなどしてリフトを揺らさないでください。
- ⑤リュックサックは背負わず膝の上でしっかりとお持ちください。
- ⑥帽子、履物、携帯品などを落とさないよう注意してください。
- ⑦喫煙しないでください。
- ⑧事故防止のため、止むを得ずリフトを停止させる場合があります。その際は、係員の指示があるまでお待ちください。
- ⑨危険品（火薬・揮発油）等および規定（重さ4キロ、容積0.015 m³）以上の携帯品を持っては乗れません。



6. 安全報告書等に対するご意見について

安全報告書をご覧いただいたご感想などがございましたら、下記へお寄せください。

担当部署	能勢電鉄株式会社 総務部総務人事課（広報担当）
住 所	〒666-0121 川西市平野一丁目 35 番 2 号
電 話	072（792）7200 （月～金の平日、9時00分～17時30分）
F A X	072（792）7760
ホームページ	ホームページ内「お問い合わせフォーム」